

物価高騰対策給付金 (1世帯あたり10万円)のご案内

受け取るには手続きが必要です

- 住民税均等割非課税世帯向けの物価高騰対策給付金（1世帯あたり7万円）の対象とならなかった**住民税均等割のみ課税世帯**に対して、**1世帯あたり10万円**を支給します。
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から**3～4週間後**が目安です。

支給対象世帯

次の①②いずれにも該当する世帯（住民税均等割のみ課税世帯）

- ① 令和5年12月1日時点で大洗町に住民登録があること
- ② 世帯全員が令和5年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも1人が住民税均等割が課されている世帯

ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方みの世帯
- ・他市町村で実施する同様の給付金の給付を受けていない世帯 など

詳しくは
裏面へ

提出(申請)期限は
令和6年5月31日(金)まで

給付金の支給手続き

I 世帯のすべての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

- 対象と思われる世帯には、確認事項などが書かれた「支給要件確認書」が届きます。（令和6年3月11日（月）に発送予定です）
- 内容を確認して、町福祉課に返信してください。
- 提出期限は、令和6年5月31日（金）まで（当日消印有効）です。



II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や町において令和5年度住民税の課税状況が把握できない方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書は、町福祉課、ホームページに備えてありますので、各自入手してください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課に提出してください。（郵送による提出可）
- 申請期限は、令和6年5月31日（金）まで（当日消印有効）です。



物価高騰対策給付金（7万円給付金や10万円給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係（役場 1階 5番窓口）



029-267-5111（内線151）

受付時間（平日のみ） 8時30分～17時15分

